

久留米市の現状と障害福祉施策について

1 障害者の状況

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳合計で17,871人

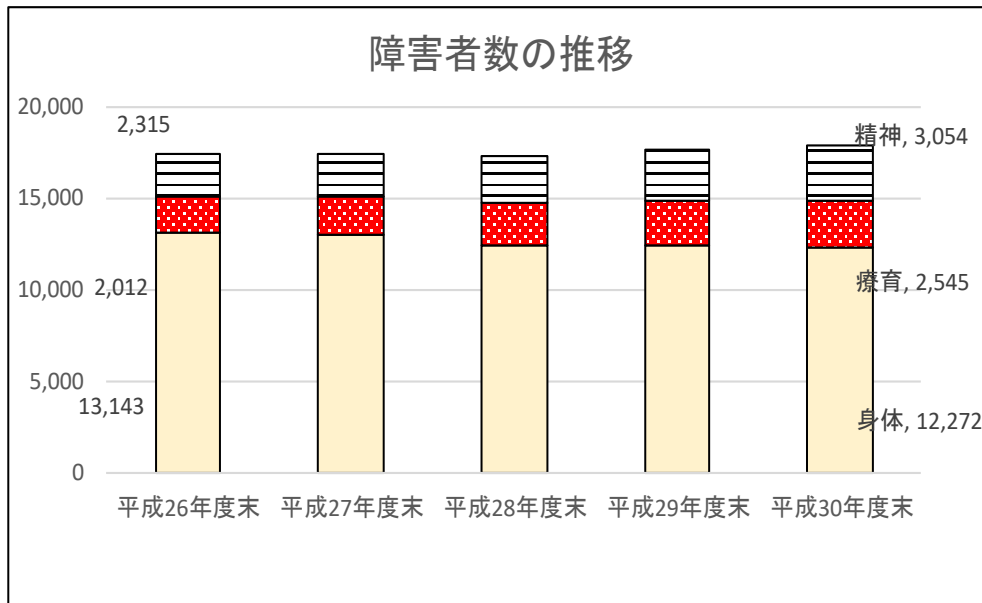
【内訳】

身体障害者手帳	12,272人 (68.7%)
療育手帳	2,545人 (14.2%)
精神障害者保健福祉手帳	3,054人 (17.1%)

- 期間中（平成26年度末～平成30年度末）401人の増加（+2.3%）。

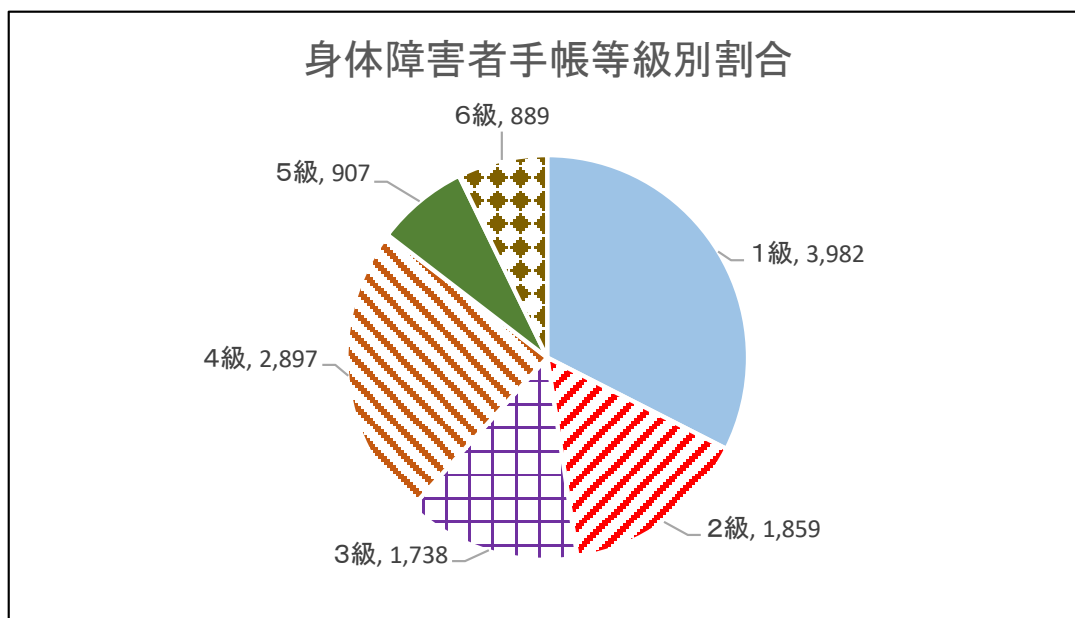
【内訳】

身体障害者手帳	871人の減少（-6.6%）
療育手帳	533人の増加（+26.5%）
精神障害者保健福祉手帳	739人の増加（+31.9%）

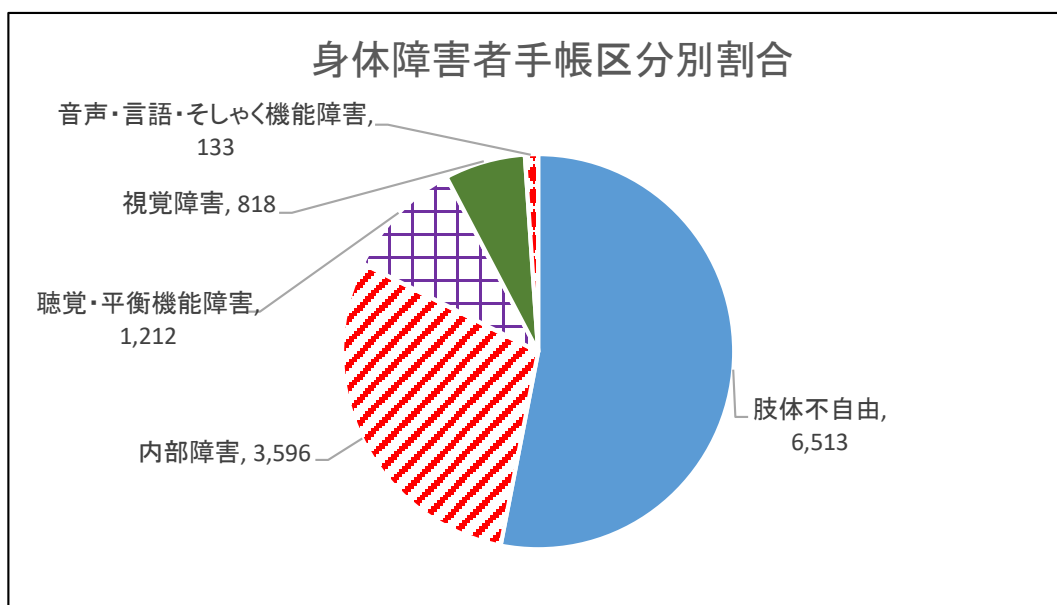


(1) 身体障害者

- 等級別では、1級が最も多く、1・2級を合わせた重度障害者が全体の47.6%を占める。

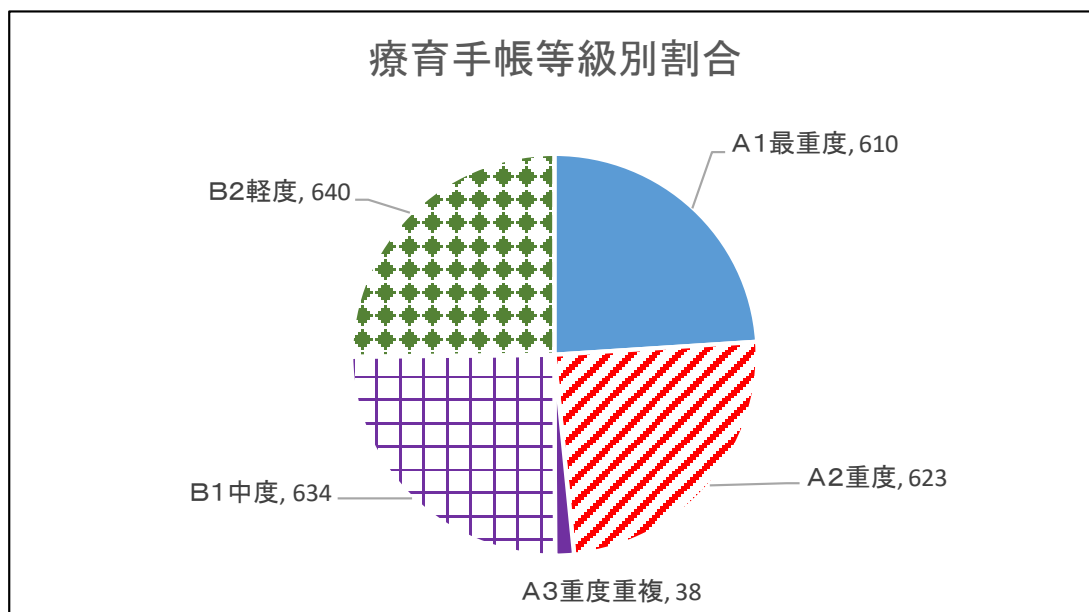


- 区分別では、肢体不自由の所持者が最も多く、全体の53%を占める。



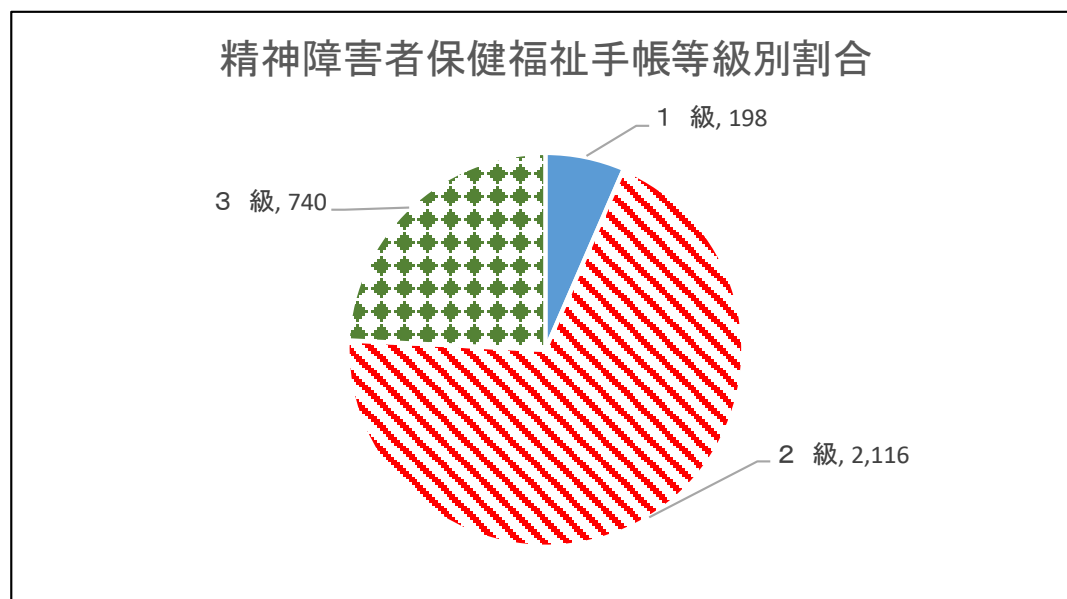
(2) 知的障害者

- A1 最重度と A2 重度を合わせて、全体の 48% を占める。
- 全ての等級が増加傾向にある。

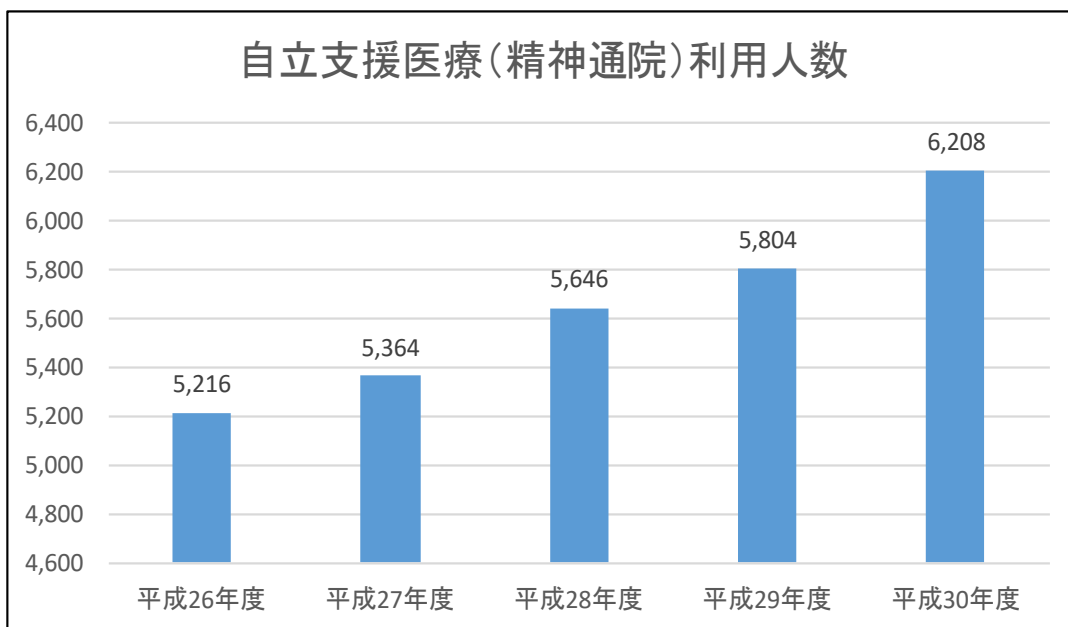


(3) 精神障害者

- 2 級が最も多く、全体の 69% を占める。
- 全ての等級が増加傾向にある。



- 自立支援医療（精神通院）利用者は、期間中（平成 26 年度～平成 30 年度）、992 人の増加。（+19.0%）
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の約 2.0 倍。



2 障害福祉サービス事業所等の状況

○増加が顕著な事業所

就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 A型＝雇用契約を結ぶ B型＝雇用契約を結ばない
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には介護サービスも提供する。

事業所数の推移

		平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
日中活動系	療養介護	1	1	1	1
	生活介護	23	22	24	25
	短期入所	19	20	21	23
	自立訓練（生活訓練）	7	6	7	6
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
	就労移行支援	8	11	12	7
	就労継続支援A型	22	24	25	27
	就労継続支援B型	28	28	31	31
居住系	共同生活援助	41	46	51	59
	施設入所支援	12	12	12	12
訪問系	居宅介護	58	55	58	59
	重度訪問介護	49	48	48	47
	行動援護	3	3	3	3
	同行援護	30	30	30	26
相談支援	一般相談	18	15	18	18
	特定相談	26	24	28	29

○ 就労継続支援事業所の定員数は、期間中（平成 28 年 4 月～平成 31 年 4 月）に 1 8 5 人増加（+ 1 7 . 5 %）

○ 共同生活援助の定員数は、期間中に 1 7 0 人増加（+ 7 6 . 2 %）。

定員数の推移

		平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
日中活動系	療養介護	150	150	150	150
	生活介護	846	876	906	894
	自立訓練（生活訓練）	78	72	102	56
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
	就労移行支援	118	162	156	103
	就労継続支援A型	470	520	545	594
	就労継続支援B型	587	579	633	648
居住系	共同生活援助	223	256	293	393
	施設入所支援	519	519	519	519

3 久留米市の障害福祉施策について

(1) 「第3期障害者計画」・「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」の概要

① 第3期障害者計画（平成30年～令和5年度の6ヵ年計画）

基本理念

誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら
安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて

5つの基本目標	施策（★は重点施策）
基本目標1 壁をなくし認め合って生きるために 【啓発・広報、生活環境】	1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実★ 2. 情報アクセシビリティの向上 3. 障害者にやさしいまちづくりの推進
基本目標2 安全と安心のために 【差別解消・権利擁護、防災・防犯】	1. 差別の解消、権利擁護の推進★ 2. 防災・防犯対策の推進★
基本目標3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために 【療育・保育・教育】	1. 障害の早期発見・早期対応 2. 療育・保育・教育の切れ目のない支援★ 3. 療育の充実 4. 学校教育の充実
基本目標4 自立して暮らし続けるために 【雇用・就労、生活支援、保健・医療】	1. 一般就労の促進 2. 福祉的就労の充実 3. 就労支援の充実 4. 住まいの確保と居住支援の充実★ 5. 在宅福祉サービスなどの充実★ 6. 外出支援の充実 7. 経済的支援の充実 8. 相談支援体制の充実 9. 保健サービスの充実 10. 医療サービスの充実
基本目標5 生きがいを持って自分らしく生きるために 【日中活動、社会活動】	1. 日中活動の促進 2. スポーツ・文化活動への参加促進 3. 社会教育の充実 4. 地域活動や国内外交流の促進★ 5. ボランティアなどの育成・活動促進

② 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

(平成30年～令和2年度の3ヵ年計画)

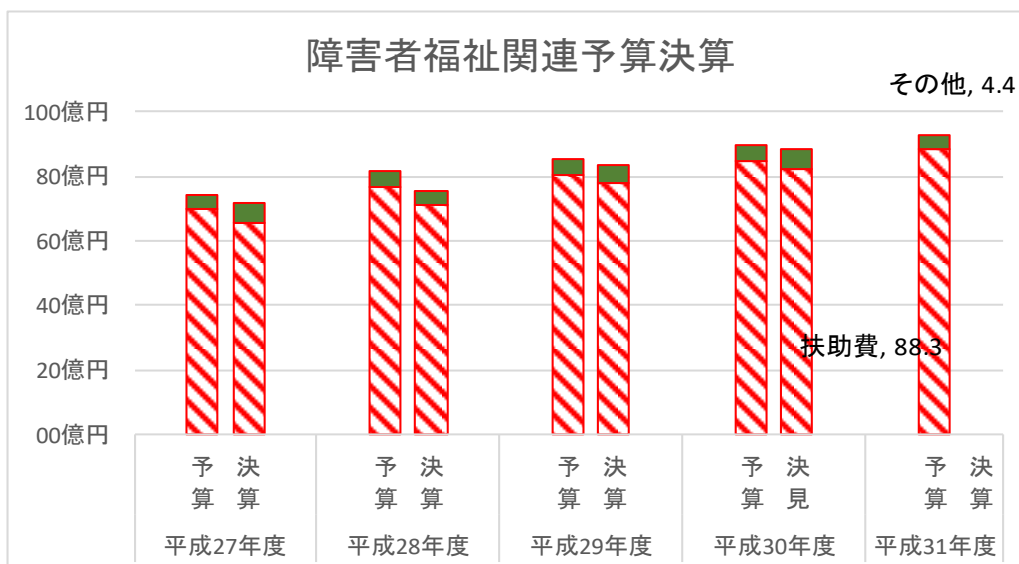
障害者施策の基本方針である「障害者計画」の基本理念、基本目標を踏まえた実施計画。

【基本的視点】

基本的視点 1	障害者が自分でサービスを選び、利用できる環境づくりを進めます。
基本的視点 2	グループホーム等居住の場の確保の充実を図ります。
基本的視点 3	福祉施設から一般就労等への移行・定着等を推進します。
基本的視点 4	相談支援の提供体制を確保します。
基本的視点 5	障害のある子どもへの支援の提供体制を確保します。

(2) 予算の概要

- 平成31年度当初予算額は92億7千万円(前年度比+3.3%)。期間中(平成27年度～平成31年度)、18億3千万円の増加(+24.5%)。
- うち、扶助費が95%を占める。期間中、18億1千万円の増加。
 - ※ 扶助費・・・社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行っている様々な支援に要する義務的経費。
- その他の予算については、期間中に15千万円の増加。



(3) 主な施策

① 平成29・30年度に取り組んだ主な施策

* 第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定

前計画が平成29年度末に終了することに伴い、国の障害者計画（第4次）や地域生活支援協議会障害者計画等策定検討部会の提言などを踏まえ、本市の障害者施策の基本的な方向性を定めた「第3期久留米市障害者計画」及び「第5期久留米市障害福祉計画」を策定した。

なお、今回は児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた「第1期障害児福祉計画」も同時に策定した。

* 障害者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別の解消に向けた取組みの一環として、障害者差別解消法では差別解消支援地域協議会を組織できると規定されていることから、平成31年2月に「障害者差別解消支援地域協議会」を設置した。

* 障害者基幹相談支援センターの運営

地域における障害者の相談支援の拠点として、平成28年7月に、市内4ヶ所に障害者基幹相談支援センターを設置。あらゆる障害に対する総合的、専門的な相談業務や相談支援事業所に対する指導・助言、地域づくりへの取組みを行い、障害者福祉の充実・強化を図っている。

② 令和元年度（平成31年度）に取り組む主な施策

* 在宅重症心身障害児・者地域生活支援事業

医療的ケアが必要な重症心身障害児・者への支援体制を充実させるとともに、家族への過度な負担を軽減し、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者及びその家族が安心して地域生活を送れるよう環境整備を図る。

○ 医療的ケア短期入所支援事業

小規模多機能型居宅介護事業所で、医療的ケアが必要な重度心身障害児の短期入所（夜間宿泊）の受け入れを実施。平成27年度より障害福祉サービス事業所へ受入先を広げ、平成30年度より、対象者をそれまでの障害児から障害者へと拡大した。

今後は、受入先として、より看護体制が充実した看護小規模多機能型居宅介護事業所へ拡充を図る予定。

○ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

重症心身障害児（者）の健康の保持と家族の介護に係る負担の軽減を目的として、自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、介護者である家族が行っている医療的ケア等を代替する。

* 地域生活支援拠点等の整備

障害児・者の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院等からの地域移行を進めるため、その生活の拠点として、居住支援機能と地域支援機能を一体的に備える地域生活支援拠点の整備を進めることが必要となっている。

国の障害福祉計画、障害児福祉計画の基本指針において、平成32年度末までに少なくとも1つを整備することとしており、市においても計画上で同様の位置づけを行っている。

* 障害者差別解消支援地域協議会の運営

障害者差別の解消に向けた取組みの一環として、平成31年2月に「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、協議会の役割として、障害者差別に関する相談事例等の共有、個別事案の解決に向けた助言等、障害者差別解消の整備体制、推進方法の検討を行うとしている。